

○金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程

施 行 平成 27 年 2 月 2 日

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、金沢学院大学および金沢学院短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、必要な事項を定めるとともに、不正使用防止のため、研究者等の行動規範を策定し、適切かつ円滑な管理・運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての教職員等をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、第 4 条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の適切な運営及び管理が行えるようリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、前項に定める基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事及び監事と検討をしなければならない。

4 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図らなければならない。

5 最高管理責任者は、基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を必要に応じて講

じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、第5条に定めるコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

3 理事長が学長を兼任する場合は副学長を充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学の公的研究費の使用及び管理について、各部局における責任と権限を持つ者(以下、「コンプライアンス推進責任者」という。)を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、以下の各号の者をもって構成する。

(1) 教員部門については各学部長（短期大学にあつては各学科長）、各研究科長

(2) 事務部門については財務部長、財務部課長

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局において不正使用の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に定期的に報告する

(2) 不正使用の防止を図るため、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき公的研究費の使用・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する

(3) 自己の管理監督又は指導する部局において不正使用の防止に関する啓発活動を定期的に実施する

(4) 研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて以下の各号で構成するコンプライアンス推進

副責任者（以下「副責任者」という。）を置くことができる。

（１）教員部門については研究者等が所属する学科の教員若干名

（２）事務部門については研究者等が所属する部署の参事、部長補佐及び課長

（職名の公開）

第6条 第3条、第4条及び第5条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（コンプライアンス教育）

第7条 不正使用を防止するため、統括管理責任者はコンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等に対して本学の不正対策に関する方針及びルール等を説明し、規範意識の向上を図るものとする。

2 コンプライアンス教育の内容は、各研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行うものとする。

（誓約書）

第8条 公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者等は、最高管理責任者に対して以下の事項を含む誓約書を提出しなければならない。

（１）本学の規程及び公的研究費の配分機関の規則を遵守すること

（２）不正を行わないこと

（３）規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

2 誓約書は原則として本人の自署によるものとする。

3 誓約書の提出を公的研究費申請の要件とし、提出がない研究者等は公的研究費の運営・管理に関わるできないものとする。

（事務処理）

第9条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の事務処理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、経理規程、固定資産及び物品調達規程、旅費規程、給与規程、及びキャンパス・ジョブに関する規程等により取扱うものとする。

（発注段階での財源の特定）

第10条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源

を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第11条 発注及び契約は、固定資産及び物品調達規程等の定めにより行うものとし、研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第12条 物品の購入等に係る検収業務については、固定資産及び物品調達規程等の定めにより行うものとし、原則として事務部門で行う。研究者がやむを得ず立替等により物品の購入等を行う場合は、事前に事務部門の了解を得るものとし、事務部門が現物確認を行う。

2 非常勤職員又は学生アルバイトの雇用等により研究協力を得る場合は、事前に学内決裁を要するものとし、雇用依頼者は雇用者から作業事実を証明する作業簿を徴収し、作業終了後に事務部門に必ず提出しなければならない。

(出張の確認)

第13条 研究遂行上必要となる出張については、事前に学内決裁を要するものとし、出張後は出張報告書及び出張の事実を証明するものを事務部門に提出しなければならない。

2 宿泊を伴う出張は、宿泊先の領収書を事務部門に提出しなければならない。

(執行状況の確認等)

第14条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、支出簿等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度等の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(相談窓口)

第15条 公的研究費の使用について、その取扱いに関する学内外からの相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を財務部に置く。

2 相談窓口は、相談内容が公的研究費の使用に関するルール等に問題があることに起因してい

る可能性を認識した場合、第16条に規定する不正防止推進・監査委員会に相談するものとする。

3 相談窓口の担当係等は公開するものとする。

(不正防止推進・監査委員会)

第16条 公的研究費の不正使用防止計画を推進するため、及び機関全体の視点からモニタリング・監査を実施するため、最高管理責任者の直轄的な組織として、不正防止推進・監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者で組織する。

3 委員会は、次に掲げる業務を遂行するものとする。

(1) 公的研究費の不正使用防止計画を策定・実施し、その実施状況の管理に努めなければならない。

(2) 公的研究費の内部監査を実施するほか、機関全体の不正使用の防止体制が有効に機能しているか、また、公的研究費の使用ルールに改善すべき点がないかの検証を実施し、問題があると認める場合は、内部規程の見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、内部規程の見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 相談窓口から公的研究費の使用に関するルール等の問題の可能性について相談を受けた場合、その内容について調査し、問題があると認める場合は、内部規程の見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 監事との連携を密にし、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行うものとする。

(監事の役割)

第16条の2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、

意見を述べるものとする。

(通報窓口)

第17条 公的研究費の不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）をコンプライアンス室に置く。

2 通報窓口は、不正使用等に関する通報及び情報提供を受けた場合、統括管理責任者を通して最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 最高管理責任者、総括管理責任者、通報窓口等の通報を知る立場にある者は、通報者、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

4 通報窓口の担当係等は公開するものとする。

(不正調査)

第18条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則（以下「不正使用に係る調査等取扱規則」という。）に基づき、不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

(不正行為に対する措置)

2 前項の調査の結果、不正行為があったと認められた者については、学校法人金沢学院大学就業規則及び不正使用に係る調査等取扱規則に則り、懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第19条 不正な取引に関与した業者については、固定資産及び物品調達規程に基づき、一定期間の取引停止、又は以後の取引を認めないものとする。

(情報の公開)

第20条 公的研究費の不正使用防止に向けた取組み状況等に関する情報は、本学の公式ホームページ上で公開し、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の不正防止に関する規程（平成19年11月1日制定）は廃止する。

- 3 この規程は、平成 29 年 9 月 14 日改正し、即日施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 8 月 20 日改正し、即日施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日改正し、即日施行する。
- 6 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日改正し、即日施行する。